

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

- ① 教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)においては、保育士登録をしており、かつ、学士又は短期大学士の学位等の文部科学省令で定める基礎資格を有する者であって、一定の在職年数があるものが幼稚園の教諭の免許状を取得する場合には、それぞれの免許又は資格を取得するために必要な学修内容や幼稚園教諭及び保育士の業務の共通性に鑑みて、幼稚園教諭の免許状の取得要件が軽減される特例(以下「幼保特例」という。)が定められている。

本特例については、従来、保育士に加え、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づき国家戦略特別区域でのみ実施されていた国家戦略特別区域限定保育士も対象とされてきたところ。

今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第29号。以下「児福法等一部改正法」という。)の施行に伴い、これまでの国家戦略特別区域限定保育士の制度を廃止するとともに、これを一般制度化するものとして、地域限定保育士制度が創設されたところ。一方で、国家戦略特別区域限定保育士の制度についても、児福法等一部改正法において、一部の規定を除き、「なお効力を有する」こととされている。

- ② 免許法施行規則では、別記第1号様式において免許状の様式を定めているところ、日本の国籍を有しないものについては、国籍を記入することと規定している。

今般、戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)が改正され、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、一部の地域の出身者が届け出をするときは、国籍の記載に変えて、当該地域を届書又は戸籍に記載するものとされたところ。

- ③ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号。以下「介護等体験法」という。)においては、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずることとしており、同法施行規則においてその体験の実施施設を定めている。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号。以下「障害者総合支援法一部改正法」という。)によって、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する、新たな障害福祉サービスとして「就労選択支援」が創設されたところ。

2. 改正内容

- 1. ①を踏まえ、幼保特例の対象として、地域限定保育士を加える。また、国家戦略特別区域限定保育士についても、一部の規定を除き、「なお効力を有する」こととされていることから、こちらも引き続き幼保特例の対象として位置付ける。(第1条関係)
- また、1. ②を踏まえ、免許法施行規則別記第1号様式を改正し、別記第1号様式備考第1号イに定める、日本の国籍を有しないものにおける免許状の本籍地欄の記入について、戸籍法施行規則第36条の2に規定されている地域についても記載できるようにする。(第1条関係)
- さらに、1. ③を踏まえて、介護等体験法施行規則に規定されている介護等体験の実施施設に、「就労選択支援」を行う施設を加える。(第2条関係)
- このほか、免許法施行規則改正附則における条ずれについて、所要の改正を行う。(第3条関係)

3. 施行予定日

令和7年10月1日(予定)

※ただし、第3条は公布の日、第1条中別記第1号様式の改正は令和8年10月1日を予定